

絵で見る

総社市

じょうれい

子ども条例



チュッピー

条例に関する



子育て王国

そうじや

総社市

# もくじ

子ども条例の構成	1
第1条 (目的)	2
第2条 (ことばの定義)	3
第3条 (基本理念)	3
第4条 (自分の権利を知る)	7
第5条 (あるがままで愛される)	8
第6条 (学ぶ)	9
第7条 (有害な環境から守られる)	10
第8条 (地域や社会を知る)	11
第9条 (自然を体験する)	12
第10条 (文化にふれる)	13
第11条 (多国籍の人と共に生きる)	14
第12条 (自分の意見を表す)	15
第13条 (家庭の役割)	16
第14条 (学校園の役割)	19
第15条 (地域の役割)	21
第16条 (事業者の役割)	23
第17条 (市の役割)	25
第18条 (相談体制)	28
第19条 (そうじゃ家族の日)	29
第20条 (そうじゃ子ども会議)	30
第21条 (行動計画)	31
第22条 (推進会議)	32
第23条 (その他)	33
条例に関する Q&A	34

## 総社市子ども条例

は、こんな思いでつくられました。

まち全体で子どもの育ちを支える仕組みづくりの基となる「子ども条例」ができました。

子どもたち一人ひとりがかけがえのない存在です。すべての子どもが、家族、地域から愛され、心豊かに、健やかに育ってほしい、そして未来の総社のまちを担ってほしいという願いをこめて、この条例(みんなの約束ごと)をつくりました。

子どもをとりまくすべての人、団体は、それぞれの役割を知り、協力し合って子どもの育ちを支えていきましょう。

## 子ども条例の構成

1 目的 (第1条)	平成21年 9月 9日 公布 11月15日 施行
2 ことばの定義 (第2条)	
3 基本理念 (第3条)	
4 子どもの権利 (第4条～第12条)	
5 役割	家庭 (第13条)    学校園 (第14条)    地域 (第15条)    事業者 (第16条)    市 (第17条)
6 子どものための取組	そうじゃ家族の日 (第19条)    そうじゃ子ども会議 (第20条)
7 推進体制	行動計画 (第21条)    推進会議 (第22条)



## （目的）

**第1条** この条例は、子どもの育成に関する基本理念や子どもの権利の内容を定め、まち全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを整えるため家庭、学校園、地域、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、未来を築くすべての子どもが家庭、地域から愛され、心豊かに育まれながら健やかに成長していくことを目的とします。



## （ことばの定義）

**第2条** この条例において「子ども」とは、18歳未満のすべての者をいいます。



## （基本理念）

**第3条** 子どもは、生まれたときから、ひとりの人間としてその人格や個性が尊重されます。



2 子どもは、自分自身を大切にし、他の人も大切にします。

I am ok...

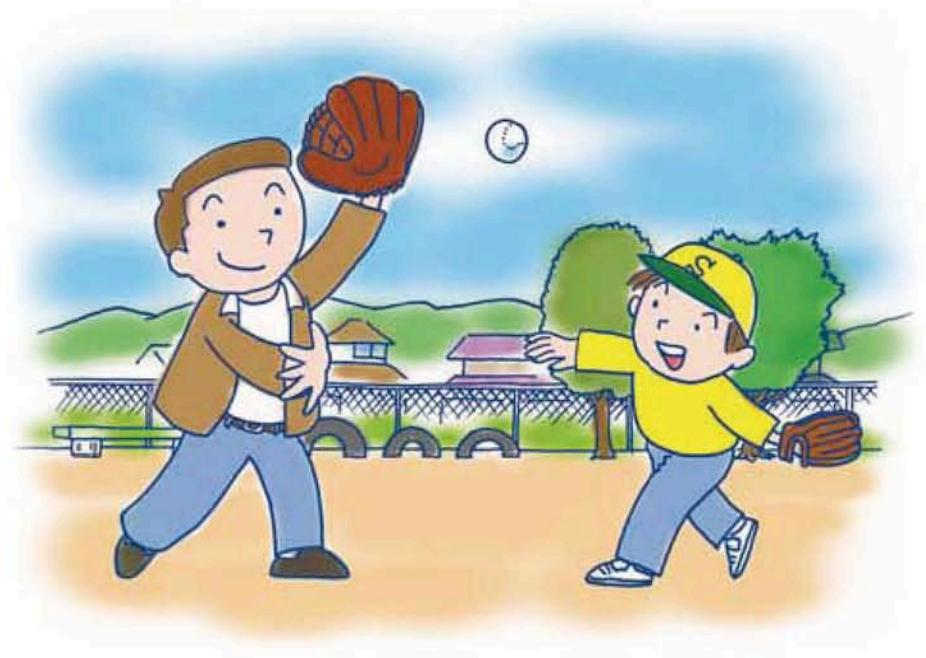
I am ok...



自分自身を大切に



友だちや他の人も大切に



子どもとのふれあい

3 大人は、子どもを温かく見守り、子どもとの日常的なふれあいを大切にします。

4 家庭、学校園、地域、事業者及び市  
 は、互いに協働して子どもの育成にかか  
 る取組を行います。



地域での農業体験



こんにちは赤ちゃん事業



(自分の権利を知る)

第4条 子どもは、自分が持っているさ  
 まざまな権利について正しく学び、知る  
 ことができ、それを大人も支援します。

(あるがままで愛される)

第5条 子どもは、性別、国籍、障がい等にかかわらず、社会の大切な一員としてだれからも愛され、受け入れられます。



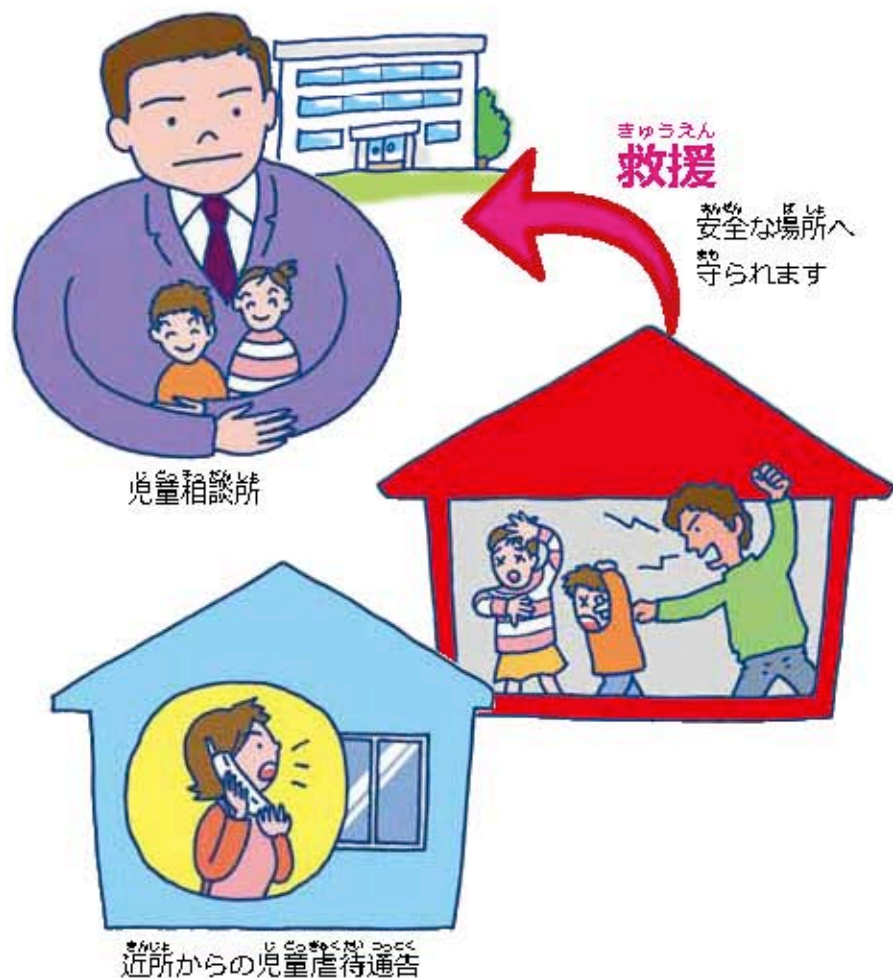
自分の夢

(学ぶ)

第6条 子どもは、自らの夢を実現するために、さまざまなことを学ぶことができ、それを大人も支援します。

ゆうがい かんきょう まも  
(有害な環境から守られる)

だい じょう こどもは、すこ ぞだ  
第7条 子どもは、健やかに育つために、  
そのさまた じ どうぎやくたい  
その妨げとなる児童虐待をはじめ、身体  
てきおよ せいしんてき ゆうがい かんきょう まも  
的及び精神的に有害な環境から守られな  
ければなりません。



ちいき しゃかい し  
(地域や社会を知る)

だい じょう こどもは、あらゆるひと こうりゆう  
第8条 子どもは、あらゆる人と交流す  
ることで、さまざまな生きかた かんが かんが  
ることで、さまざまな生き方や考え方を  
まな しゃかい  
学び、社会のいろいろな情報や仕組みを  
し  
知ることができ、それをおとな しえん  
を大人も支援します。



訪問ボランティア 高齢者とのふれあい

し ぜん たいげん  
(自然を体験する)

だい じょう こ  
第9条 子どもは、自然の美しさや偉大  
さにふれ、まな べるよう、し ぜん した  
り、たいげん したりすることができ、それを  
おとな しえん  
大人も支援します。



ぶん かが  
(文化にふれる)

だい じょう こ かんせい たか そうぞう  
第10条 子どもは、感性を高め、創造  
せいゆた そだ げいじゆつ でんとうぶん かが  
性豊かに育つために、芸術、伝統文化、  
スポーツにふれることができ、それを  
おとな しえん  
大人も支援します。



た ことく ひと とも い  
(多国の人と共に生きる)

だい じよう こ だ ことく ぶん か  
第11条 子どもは、多国の文化にふれ、  
たが さんちよう あ とも い ことく  
互いに尊重し合い、共に生きるなかで国  
さいてき しや ひろ  
際的な視野を広めることができ、それを  
おとな しえん  
大人も支援します。



チュッピー

ブラジリアンチュッピー



子ども議会

じ ぶん い けん あらわ  
(自分の意見を表す)

だい じよう こ じ ぶん おも  
第12条 子どもは、自分が思ったこと、  
かん ひようげん い けん ひようめい  
感じたことを表現したり、意見を表明し  
たりすることができ、それを おとな しえん  
大人も支援します。

かてい やくわり  
(家庭の役割)

第13条 家庭は、子どもが心身ともに安らぎ、くつろげる場としての役割を担っているため、家族は、その責任を果たせるよう努めます。



子どもが安らげる場

2 家庭は、子どもに基本的な生活習慣や社会のきまりを身につけさせる場としての役割を担っているため、家族は、その責任を果たせるよう努めます。



社会のきまりを身につける場

3 保護者は、子どもと共に育ち合うなかで、子どもにとって自分が愛され、大切にされていると実感できるような家庭づくりをするよう努めます。



自分が愛されていると感じる場

がっこうえん やくわり  
(学校園の役割)

第14条 学校園は、子どもの年齢や学年に応じた知識や技能を身につけさせるとともに、子どもが自ら考え、解決していく力を育てます。



2 学校園は、子どもが集団の中で、互いに支え合いながら自分の可能性を發揮し、自分らしく生きていけるよう、豊かな人間性、社会性を育てます。



ちいき やくわり  
(地域の役割)

第15条 地域の人々は、地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めます。



ちいきのみもりたい  
地域の見守り隊



地域の祭り

2 地域の人々は、子どもが地域の一人として、地域の行事や活動に参加し、地域の自然や文化にふれる機会を提供するよう努めます。

事業者の役割

第16条 事業者は、職場において保護者が安心して仕事と子育てを両立しやすい環境をつくるよう努力します。



仕事 どちらも大切 家庭生活



ワーク・ライフ・バランス  
(仕事と家庭生活の両立)

2 事業者は、学校園が行う職場見学、  
職場体験等の活動に協力します。



職場見学

し やくわり  
(市の役割)

第17条 市は、地域の人々や学校園、  
事業者との連携に努め、子どもの育成に  
かかる取組を総合的かつ計画的に進めま  
す。



家庭

学校

地域

市

事業者

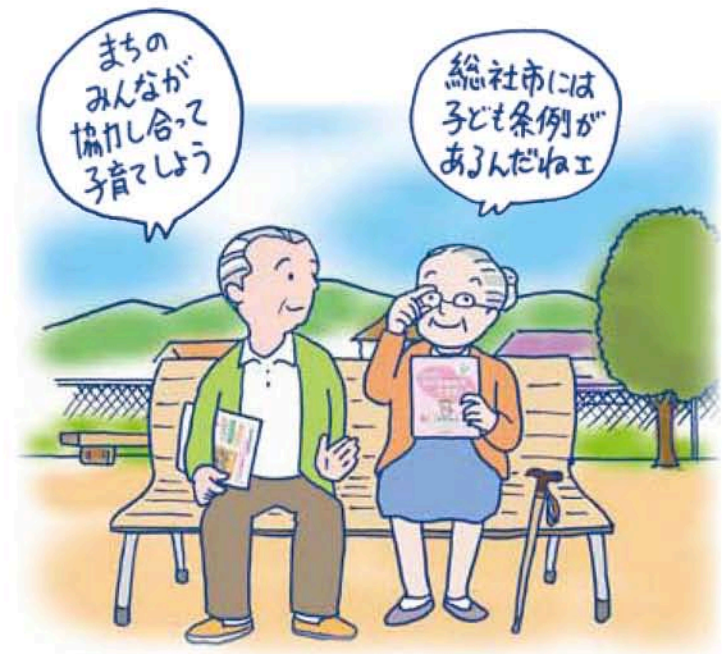
協力し合って子どもを育てる

2 市は、子どもの視点や意見を反映させた取組の推進に努めます。

3 市は、この条例がめざすものや内容を子どもにも大人にも分かりやすく広めていきます。



子どもの意見を市政に生かす



そうだんたいせい  
**(相談体制)**

**第18条** 市は、子どもからの相談や保護者の子どもの育成にかかる相談に対し、関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。

家庭児童相談室



かぞくひ  
**(そうじゃ家族の日)**

**第19条** 毎月第3日曜日を「そうじゃ家族の日」と定め、子どもを囲んで家族が共に語り合って過ごしながら、家族のきずなを深める日とします。

毎月第3日曜日は  
「そうじゃ家族の日」

11	Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
1	2	3	4	5			
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30				





## (そうじゃ子ども会議)

第20条 市は、子どもの視点や意見をまちづくりに反映させるための意見表明の場として「そうじゃ子ども会議」を設置することができます。



そうじゃ子ども会議

## 子育て王国そうじゃ 総社っ子プラン



平成22年3月  
総社市

## こうどうけいかく (行動計画)

第21条 市は、子どもの育成にかかる取組を総合的、計画的に進めていくための基本となる計画(以下「行動計画」という。)をつくります。

2 市は、行動計画をつくるときは、市民から意見等を求め、その反映に努めます。

3 市は、行動計画をつくったときは、わかりやすく公表します。

すいしんかいぎ  
(推進会議)

だい じょう し ち いき ひとびと がっこうえん  
第22条 市は、地域の人々や学校園、  
じ ぎょうしゃ れんけい こ いくせい  
事業者と連携して子どもの育成にかかる  
とりくみ そうごうてき けいかくてき すす  
取組を総合的、計画的に進めていくため  
すいしんかいぎ せつち  
の推進会議を設置します。

2 すいしんかいぎ ひつよう じこう べつ さだめ  
推進会議の必要な事項は、別に定め  
ます。



こそだ おうこく そうじゃ まちづくり ぎあかい  
「子育て王国そうじゃ」まちづくり協議会

た  
(その他)

だい じょう じょうれい さだ  
第23条 この条例に定めるもののほか、  
この条例の実施に関し必要な事項は、市  
ちょう べつ さだ  
長が別に定めます。

ふ そく  
附 則

この条例は、平成21年11月15日か  
ら施行する。





Q1 この条例の目的は何ですか？

A 未来を築くすべての子どもが、心豊かに健やかに成長していくことを願って、家庭、学校園、地域、事業者及び市の役割や責任を明らかにし、まち全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを整えるためにつくりました。

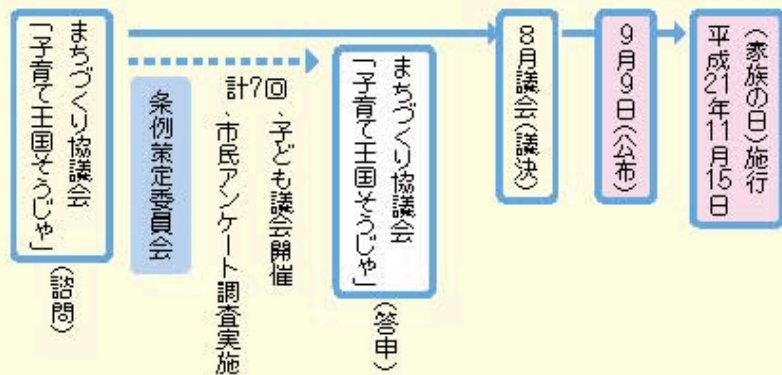
Q2 市民生活にどんなかわりがありますか？

A この条例の制定をきっかけに、家庭、学校園、地域、事業者及び市、それぞれの立場で役割と責任を果たし、まち全体で子育てを支え合っていきましょう。また、子どもの育みに大切な家庭や地域のきずなを深めていきましょう。



Q3 条例はどのようにして作られたのですか？

A 有識者、公募委員、関係機関の代表者等から構成する「子育て王国そうじゃ」まちづくり協議会に諮問し、平成20年5月から審議を行ってきました。12月に実施した市民アンケート結果や、子どもの視点も大切にするため、平成21年7月に開催した子ども議会の意見も参考にしました。これを受けて条例案を策定し、8月議会で議決をしました。施行は平成21年11月15日（家族の日）です。



Q4 この条例をどのように進めていくの？

A 市は、子どもの育成にかかる取組を総合的、計画的に進めていくための次世代育成支援行動計画「総社っ子プラン」を策定しました。

また、地域の人々や学校園、事業者と連携して取り組むための推進会議を設置し、この計画を推進しています。



次世代育成支援行動計画「総社っ子プラン」



## Q5 家庭，学校園，地域，事業者，市は何をすればいいの？

### 家庭 (第13条)

子どもが心身ともに安らぎ、愛され、大切にされると実感できる家庭づくりに努めます。



### 学校園 (第14条)

子どもが自ら考え解決していく力を育て、豊かな個性，社会性を育てます。



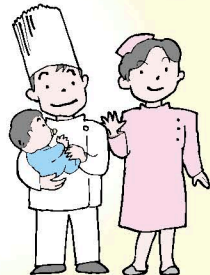
### 地域 (第15条)

地域の中で子どもを見守るとともに、子どもが地域の行事や活動を通して、地域の文化にふれることができるよう努めます。



### 事業者 (第16条)

職場において、保護者が安心して仕事と子育てを両立しやすい環境をつくる努力をします。



### 市 (第17条)

地域の人々や学校園，事業者と連携し，子どもをはぐくむ取組を進めます。



## Q6 子どものための取組として、何を行っていきますか？



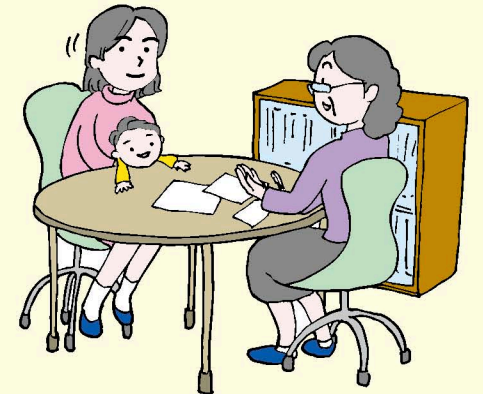
子ども議会の様子

### A-1 「そうじゃ子ども会議」の設置 (第20条)

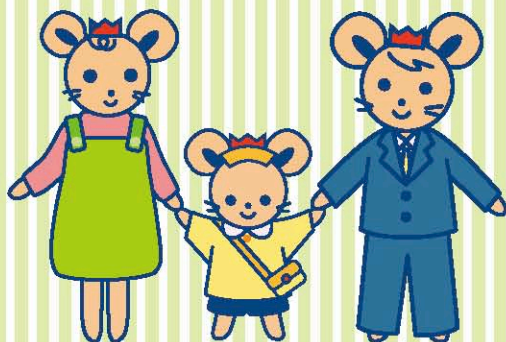
子どもの視点や意見をまちづくりに活かしていくため、子どもの意見表明の場として「そうじゃ子ども会議」を設置していきます。

### A-2 相談体制の充実 (第18条)

市には家庭児童相談室が設置されています。家庭児童相談員を中心に、子どもからの相談や保護者からの子どもの育成にかかる相談に対し、関係機関と連携して相談体制の充実に努めていきます。



家庭児童相談室



# 毎月第3日曜日は 「そうじゃ家族の日」

絵で見る総社市子ども条例

2011年3月発行

---

発行……………総社市保健福祉部こども課

〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号

印刷・製本……………サンコー印刷株式会社

---

初版 2011.3 7,000